平成２８年（フ）第６６４号
横浜市保土ケ谷区岩崎町25番17号
破産者　株式会社ムック
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４号
新潟県佐渡市河原田本町213番地
破産者　株式会社よろづ
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成２７年（フ）第１１３１号
京都市南区吉祥院八反田町11番地５
破産者　株式会社旭洋
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７００号
京都市右京区西京極東側町39番地の１吉祥院まつしま
破産者　株式会社まつしま
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５０８号
岡山市南区中畦912番地
破産者　三宅　理加
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第８８号
宮崎県都城市今町7737番地３
債務者　牧崎　憲一
1　破産債権の届出期間　平成29年４月27日まで
2　一般調査期日　平成29年６月26日午後２時
平成29年３月27日　宮崎地方裁判所都城支部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第２０２７号
東京都港区新橋１丁目15番５号
清算株式会社　株式会社リコメッド
代表清算人　大谷　　潔
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第３００５号
大阪市中央区高麗橋１丁目７番７－2307号
清算株式会社　株式会社ヤタガラスホールディングス
代表清算人　田原久美子
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２０７０号
東京都中央区日本橋堀留町１丁目10番16号
清算株式会社　株式会社南陽クリエイト
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第２００５号
東京都千代田区丸の内２丁目７番３号
清算株式会社　ティーシーキャタリスト株式会社
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第２０１９号
東京都渋谷区恵比寿南１丁目７番８号
清算株式会社　ＫＦダイニング株式会社
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第３６号
札幌市東区北17条東４丁目３番８－802号
清算株式会社　株式会社ノースインテック
代表清算人　奥山　友一
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、協定債権者北海道信用保証協会及び同株式会社日本政策金融公庫に対して、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額（元本）の45.46パーセントの割合による金員を支払う。
2　清算株式会社は、協定債権者奥山順子に対して、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額（元本）の40パーセントの割合による金員を支払う。
3　協定債権者奥山友一は、清算株式会社に対して、本協定の認可決定の確定を条件として、協定債権全額、並びに協定債権に対する利息及び遅延損害金の一切を放棄する。
4　第１項及び第２項記載の各協定債権者は、第１項及び第２項の規定により弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額及び協定債権に対する利息及び遅延損害金の一切につき、その債務を免除する。
5　第１項及び第２項の弁済、及び第３項の債権放棄後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、第１項及び第２項記載の各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者の協定債権の割合に応じて按分して弁済する。
この場合において、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（ヒ）第１３号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町２丁目118番地
清算株式会社　コーヒーボーイ株式会社
代表清算人　遠藤　靖典
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、協定債権者の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は四捨五入し、残金は事務費に組み入れる。
第２　一般債権
1　定義
一般債権とは、協定債権のうち第３において定める関係者債権、並びに、特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　本協定認可決定確定後速やかに、弁済原資総額を一般債権額にて按分して算出した別紙弁済額計算書記載の弁済額を弁済する。
⑵　一般債権者は、前号の弁済を受けたときに、残余の一般債権を放棄する。
第３　関係者債権
1　関係者債権の定義
関係者債権とは、協定債権のうち、大藪光俊、大藪高久及びテイストオブ珈琲合同会社が有するものをいう。
2　関係者債権についての放棄
関係者債権は本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
（別紙省略）
岐阜地方裁判所